

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月三日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第三号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

医療職 （看護 師及び 保健師 ）			保健所等に勤務し、 保健指導又は看護等 に従事する保健師及 び看護師の職務		
医療 職給 （三）			大学卒	短大三 卒	短大二 卒
二級十五号給			二級九号給	二級五号給	
二級三十三			二級三十三		

医療職 （看護 師及び 保健師 ）			保健所等に勤務し、 保健指導又は看護等 に従事する保健師及 び看護師の職務		
医療 職給 （三）			大学卒	短大三 卒	短大二 卒
二級十五号給			二級九号給	二級五号給	
二級三十			二級三十		

困難医 療職（ 看護師 及び保 健師）			医療職（看護師及び 保健師）の職務のう ち、特に困難なもの		
三級百二 給			三級百二 給	大学卒	短大三 卒
三級百二					

号給	号給	号給
----	----	----

卒	短大二			
	二級五号給			
給	三級百二			

に改める。

三号給	三号給	三号給	十五号	十五号	十五号
-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。